

4.ハラスメント防止・解決に向けた取組紹介

～国の取組紹介～

平成24(2012)年10月、厚生労働省は、職場のパワーハラスメント問題の予防・解決に向け、問題に関する様々な情報発信を行なっていくため、ハラスメント対策の総合情報サイト「明るい職場応援団」を開設し、企業向け情報の発信や相談窓口などが紹介されています。

「明るい職場応援団」(厚生労働省) <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/worry/>



～大阪府の取組紹介～

大阪府では、「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」を作成しました。職場におけるハラスメントの基本的知識だけでなく、「ハラスメントを受けた場合」や「ハラスメントの相談を受けた場合」などの具体的な対応策も記載されています。

「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」(大阪府)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/hara-sassi/index.html>



職場のハラスメントの予防・解決に向けた周知ポスター(厚生労働省)

5.ハラスメントをなくしていくために、私たちができること

ハラスメントを巡る法律により、国、事業主、労働者の責務が定められ、ハラスメント防止対策の明確化、従業員への周知・啓発、相談を適切に対応するための相談体制の整備、被害者への適切な対応やハラスメント研修、再発防止の取組などの対策が求められています。

ハラスメントは、自身の立場や価値観、固定観念など、普段は意識をしないことが影響して人権侵害として現れます。ハラスメント防止の取組ができていないか。ハラスメントの加害者にならないためにできることは何か。それは、ハラスメントに関する取組の点検と学びを継続することです。そして、人を尊重するという人間関係を職場で常日頃から築いていくことで、ハラスメントのない職場、ひいては全ての人権が尊重される社会へとつながっていくのではないのでしょうか。

6.ハラスメントの相談窓口

ハラスメントは職場に限らず、学校、地域社会、家庭など、あらゆる場面で起こりえます。被害を受けた場合、一人で悩まず相談窓口にご相談ください。

▼職場におけるハラスメントの相談窓口

●ハラスメント悩み相談室(厚生労働省)

電話：0120-714-864
時間：月～金…17時～22時、土・日…10時～17時
※祝日及び年末年始(12/29～1/3)除く
メール：mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp
時間：24時間受付・72時間以内に返信予定
SNS：LINEアプリの友だち追加で相談
時間：24時間受付・48時間以内に返信予定

●大阪府労働相談センター

【電話相談】労働相談：06-6946-2600
セクハラなどの相談：06-6946-2601
(希望により女性相談員の対応も可能)
【テレワーク相談】06-6946-2608
時間：日常 月～金…9時～12時15分、13時～18時
夜間 毎週木曜日(祝日の場合、翌金)…～20時

▼ハラスメントを含む人権相談窓口

●大阪府人権相談窓口(大阪府人権協会に委託)

電話：06-6581-8634
FAX：06-6581-8614
メール：so-dan@jinken-osaka.jp
時間：平日 月～金…9時30分～17時30分
夜間 火…17時30分～20時
休日 毎月第4日…9時30分～17時30分
手紙：552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

●みんなの人権110番(法務省)

電話：0570-003-110(最寄りの法務局につながります)
時間：平日 8時30分～17時15分
▼インターネットによる人権相談も受け付けています
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

